

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議
令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策

令和6年2月21日
令和6年10月8日改正
関係府省申合せ

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議
令和6年2月16日決定）（以下「基本方針」という。）の関係施策の実施にあたり、以下のとおり具体的方策を定める。

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- ・ 即時オープンアクセス¹の対象となる学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度は、当面の間、
 - 新たな科学的知見の創出を主眼とし、査読付き学術論文を主たる成果として取り扱うもの
 - 「特定の行政施策の一環として行われ、技術水準の向上を図るもの」以外のもの等の観点から総合的に判断するものとし、国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ必要な見直しを行うこととする。
- ・ 学術論文及び根拠データ²の即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、現行制度が継続し、2025年度に新たに公募を行う場合について、以下の表のとおり。なお、競争的研究費の各制度の改廃に併せて本表を修正する。

¹基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。

²「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載を求める根拠データは、基本方針に示している「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる」掲載学術論文の根拠データをいう。Supplemental Data等の公表を前提としているデータであり、査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含まない。掲載学術論文の根拠データを含む研究データの管理・利活用は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施されることとされており、今般の基本方針により、従来公開していなかった研究データを「根拠データ」として公開を新たに求めるものではない。

表 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度

	府省名	資金配分機関	制度名
1	文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業
2	文部科学省	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 ³
3	文部科学省	日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業 (革新的先端研究開発支援事業)
4	文部科学省	科学技術振興機構	創発的研究支援事業

2. 学術論文及び根拠データの「機関リポジトリ等の情報基盤」⁴への掲載

「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載は、以下のいずれかの方法によるものとする⁵。なお、掲載する学術論文及び根拠データは、出版社版又は著者最終稿に該当するものとする。

(機関リポジトリへの掲載)

- ・ 対象競争的研究費の受給者（法人を含む。以下単に「受給者」という。）は、所属する機関において機関リポジトリが整備されている場合は、原則として、当該機関リポジトリにおいて学術論文及び根拠データを掲載する。

(機関リポジトリ以外の情報基盤への掲載)

以下の場合、受給者が、学術論文及び根拠データを「機関リポジトリ等の情報基盤」に掲載したものとみなす。

- ・ NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能である分野別リポジトリ等に掲載した場合
- ・ NII RDC 上で学術論文及び根拠データが検索できないプラットフォームに掲載した際に、資金配分機関への実績報告に学術論文及び根拠データの識別子を記載し、資金配分機関の研究課題データベース等を通じて、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合
- ・ Jxiv⁶や科学技術振興機構（JST）が開発するリポジトリ（(仮称)GRANTS Data）に学術論文及び根拠データを掲載した場合
- ・ 学術出版社等の電子ジャーナル上で学術論文及び根拠データを即時オープンアクセスとした際

³ 先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

⁴ 「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud（以下「NII RDC」という。））上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとしている。

⁵ 受給者には研究分担者等の研究費を受給する全ての者が含まれるが、具体的な実施方法については、当該競争的研究費の特性や所属機関のオープンアクセスに関するポリシー等に応じて、研究代表者の統括の下で、適切に行う（複数の情報基盤に掲載することを妨げるものではない）。

⁶ JSTが運営する査読前論文（プレプリント）をインターネット上で無料公開するシステム（プレプリントサーバ）。査読後の論文（査読コメント等を反映している論文や公開・出版済み論文）についても、学術出版社等の許諾が得られた場合はJxiv上での公開が可能。

に、資金配分機関への実績報告に学術論文及び根拠データの識別子を記載し、資金配分機関の研究課題データベース等を通じて、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合

- ・ その他の手段により、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合

3. 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取り扱いについて

- ・ 受給者は、研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとする。その上で、受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告する。
- ・ 関係府省及び資金配分機関は、科研費電子申請システム、研究プロジェクト管理システム（R3）（アールキューブ）、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステム等において、即時オープンアクセスの実施の有無に関して報告する項目を設けるとともに、即時オープンアクセスが実施無しの場合、その理由を報告する項目を設け、以下の選択肢から選択・記載することとする。

※ 即時オープンアクセスが困難な理由（複数選択可能）：

- a. 出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴの規定が存在
 - b. 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭
 - c. 既存の研究費を圧迫しない範囲での転換契約や APC 支払いの活用が困難
 - d. その他（自由記述）
- ・ なお、受給者は、即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合は、速やかに「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載を行うものとする⁷。

4. オープンアクセスの実施状況の把握

- ・ 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- ・ 即時オープンアクセスの実施状況については、各資金配分機関への毎年度の実績報告に記載された情報を基に、「即時オープンアクセス論文数／学術雑誌への掲載論文数」により把握するため、各資金配分機関に対する毎年度の実績報告時に個々の学術論文及び根拠データごとに以下の情報を記載する。
 - i. 一般的な書誌情報 <既存⁸>
 - ii. 査読の有無 <既存>

⁷ この際、例えば、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」に学術論文と根拠データを登録し、エンバーゴ中は非公開、エンバーゴ終了後に自動公開される等のシステム上の工夫により、エンバーゴ終了後に研究者が改めて学術論文や根拠データを登録する作業を軽減することなどが考えられる。

⁸ e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステムにおいて既に存在している項目。

- iii. 即時オープンアクセスの対象該否⁹ <新規¹⁰>
 - iv. 即時オープンアクセスの実施有無¹¹ <新規>
 - v. (即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由 <新規>
 - vi. 学術論文へのリンク (出版社版の DOI <既存>、「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子 <新規>)¹²
 - vii. 根拠データへのリンク (「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子。根拠データの公表が求められていない場合はその旨)¹² <新規>
- ・ 我が国全体のオープンアクセス化の状況については、書誌データベース等を用いた手法により、「オープンアクセス論文／学術雑誌への掲載論文数」を把握する。なお、国際的にも学術論文等のオープンアクセスを含むオープンサイエンスの進展状況の把握は進められており、G7 等の国際的な枠組みも活用しつつ、我が国として合理的な手法の確立に取り組む。

5. 国際連携

- ・ G7 科技大臣会合及び多国間、二国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携、オープンサイエンスの進展状況の把握の枠組みの検討等を進める。

6. その他今後の検討課題等

- ・ 関係府省及び資金配分機関は、当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、資金配分機関が実績報告に使用するシステムや e-Rad 間の連携を行う等により、効率的にオープンアクセスの実施状況を把握できるように、必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図るべく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進める。
- ・ 資金配分機関、大学等及びその他受給者の所属する機関と連携し、NII RDC 上において学術論

⁹ 基本方針において、即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性及び再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）としている。

¹⁰ e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステムにおいて追加を予定している項目。

¹¹ 「iv. 即時オープンアクセスの実施有無」については、次の①～③の場合は、「即時オープンアクセスの実施有り」を選択。①NII RDC 上で学術論文及び根拠データが検索できないプラットフォーム上で即時オープンアクセスとした場合（実績報告の際に識別子を記載するなど NII RDC 上で検索可能とする手続きは必要）、②学術出版社等の電子ジャーナル上で即時オープンアクセスとした場合（実績報告の際に識別子を記載するなど NII RDC 上で検索可能とする手続きは必要）、③エンバーゴなしの学術雑誌に掲載した際に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載に係る手続きに時間を要することにより実績報告時に即時オープンアクセスが未実施の場合。

¹² vi、vii の項目は、即時オープンアクセスの実施有りの場合は原則記載する。vi、vii の「「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子」は、掲載電子ジャーナル上で即時オープンアクセスとなっており、研究課題データベースを通じて NII RDC 上で検索可能とする場合、「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載に係る手続きに時間を要することにより実績報告時に記載できない場合等においては記載しないことも可。

文及び根拠データが検索可能となるようシステム間の連携の在り方の検討を進める¹³。

- ・ 2027 年末前後が即時オープンアクセスの実施状況の把握に係る初回調査になると見込まれるため、2027 年末を目途に国、資金配分機関及び大学等の機関が即時オープンアクセスの対象となる採択課題の成果情報を e-Rad 等で効率的に確認できる機能を実装することとする。
- ・ 本具体的方策を実施するにあたり課題が発生した場合は、資金配分機関及び受給者が、必要であればさらに関係府省及び資金配分機関が協議して対応策を検討する。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

¹³ 科研費電子申請システム、研究プロジェクト管理システム (R3) (アールキューブ)、e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステム、資金配分機関の研究課題データベース (科学研究費助成データベース、JST プロジェクトデータベース及び AMED 研究開発課題データベース)、Jxiv、NII RDC 等の間連携が想定される。